

益城町エールプロジェクト(ひとり親家庭等、就学援助受給世帯、学生)



ひとり親家庭などや学生に対して次のとおり支援を行います。

ひとり親家庭等支援事業

子育て世帯のうち、新型コロナウイルス感染症により、著しく影響を受けると予想される家庭に、町内の飲食店等で使える益城町グルメ応援券と町内産の米を支給し、家計を支援します。

- 対象** ①ひとり親家庭等医療費受給世帯か児童扶養手当受給資格世帯、または②就学援助受給世帯(全て6月30日時点で)
- 支給品** 益城町グルメ応援券と米 各5,000円分
- 支給時期** 7月下旬頃(米は秋以降に送付します)
- 申請方法** 申請は不要(対象者に送付します)
- 問い合わせ**
- ①ひとり親家庭等世帯…こども未来課 ☎286-3117
- ②就学援助受給世帯…学校教育課 ☎286-3307

県内学生等による地元飲食店消費拡大事業

学生等に益城町グルメ応援券を配布し地元での消費拡大と経済活性化を図ります。

- 対象** 支給を受ける本人か保護者などが町内在住で、支給を受ける本人が次のいずれかに該当。
- ①平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれて県内に在住。
- ②平成14年4月1日以前生まれで、県内の高校/大学/予備校などに在学し県内に在住。
- ①のうち、支給を受ける本人が令和2年4月27日現在で町内在住の場合は申請不要
- 支給品** 5,000円分の益城町グルメ応援券
- その他** 詳細はホームページでお知らせします。
- 閩産業振興課 商工観光係 ☎286-3277

新型コロナウイルス感染症の傷病手当金(国保・後期高齢者医療)

傷病手当金は、国民健康保険・後期高齢者医療に加入している人のうち、被用者(雇い主から給与の支払いを受けている人)で、新型コロナウイルスに感染/感染の疑いがあるため勤務することができず、雇い主から給与の全部か一部を受け取ることができない場合に支給されます。

対象者

次の3つを全て満たす人。

- ①新型コロナウイルス感染症(感染の疑いを含む)の療養のため仕事ができないこと。
- 原則として雇い主と医療機関の証明が必要。ただし、医療機関を受診せず回復した場合は、医療機関の証明が不要になる場合があります。
- ②4日以上休んでいること。
- 発熱などの症状があるため最初に「勤務予定があり仕事を休んだ日」が起算日(1日目)です(公休日は起算日になりません)。起算日から数えて、3日経過後の「勤務予定があり仕事を休んだ日」が支給対象日です。
- ③休んだ期間の給与などがもらえないこと。
- 給与などが支払われていても、その金額が傷病手当金より少ない場合は、その差額が支給されます。

支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数}$$

- ・支給対象日数は、起算日から連続して3日間の待期待期間を経過した後、4日目以降にもともと勤務の予定であるにもかかわらず感染(または症状があり感染の疑いがある)によって休んだ日数です。
- ・待期待3日間の2～3日目は公休日でも「待期待期間」として扱います。
- ・有給休暇を使用するなど傷病手当金の日額相当額を超える給与などが支給された日は対象外です。

支給対象となる期間

令和2年1月1日～9月30日

申請方法

申請書や必要書類は、町と熊本県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載しています。申請書は自宅へ郵送することもできます。提出は、郵送で受け付けます。

閩住民保険課 保険年金係 ☎286-3113